⑸　契約書作成の要否　要
⑹　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑺　関連情報を入手するための照会窓口　5⑴に同じ。
⑻　競争参加資格の認定を受けていない者の参加　2⑵に掲げる競争参加資格の認定（再認定）を受けていない者も5⑶により競争参加資格確認申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時までに当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑼　詳細は「入札説明書」による。
7　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hideo Sugawara, President of Metropolitan Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction Work of the tunnel lighting at Yokohama Circular Northern Route
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 13 November 2013
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 2 : 00 P.M. 16 January 2014 (Tenders submitted by mail : 4 : 00 P.M. 15 January 2014) (Note that this may be subject to change)
⑹　Contact point for tender documentation : Accounting and General Affairs Group, Kanagawa Construction Bureau, Metropolitan Expressway Company Limited, 1―2―4, Shinkoyasu, Kanagawa-ku, Yokohama-shi 221―0013, TEL 045―439―0706

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年10月9日
首都高速道路株式会社
代表取締役社長　菅原　秀夫

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13
1　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　高速横浜環状北線トンネル防災通信設備工事
⑶　工事場所　神奈川県横浜市神奈川区子安台一丁目他
⑷　工事内容　下記の新設工事
①　トンネル防災設備　防災盤３箇所、火災検知器597台他据付調整及び配線　一式
②　ラジオ再放送設備　ラジオ再放送装置３箇所、管理用無線装置３箇所他据付調整及びＬＣＸ、ＡＲＥ配線　一式
③　拡声放送設備　拡声放送装置３箇所、スピーカー233基の据付調整及び配線　一式
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成29年３月10日まで
⑹　その他
①　本工事は、競争参加資格確認申請及び技術提案書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と、技術提案書の内容に係るヒアリング（技術交渉）を実施し、競争参加資格が確認された者のうちから、競争入札により、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する技術提案交渉方式の試行対象工事である。
②　技術提案の範囲は、工事目的物（性能、形状、寸法、材質、系統及び設置空間等）の変更を伴わない範囲とする。
2　競争参加資格
⑴　首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。
⑵　首都高速道路株式会社における「電気通信工事」に係る平成25・26年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,100点以上である単体又は1,100点以上である代表者と1,050点以上である構成員で構成された２者の共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「電気通信工事」に係る平成25・26年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,100点以上である単体又は1,100点以上である代表者と1,050点以上である構成員で構成された２者の共同企業体であること。
⑶　平成15年度以降に、以下に掲げる工事の完工実績（元請に限る。）を有すること。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
・自動車専用道路（道路法第48条の２第１項及び２項により指定された道路をいう。）又は高速自動車国道における道路トンネル非常用施設（火災検知器、無線通信補助設備）を新設又は改修する工事
⑷　現場代理人及び以下に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、三者を総称して「配置予定技術者」という。）を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。調査等現場着手は、平成26年３月１日（土）を予定している。
①　主任技術者及び監理技術者は、次のいずれかに該当する者であること。
ア　技術士法（昭和58年法律第25号）第４条第１項の規定による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とした者に限る。）に関する技術部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者
イ　電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第46条３項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し５年以上実務の経験を有する者
ウ　建設業法第７条第２号イ又はロで定める者（イについては、電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者。）で、かつ、２年以上指導監督的な実務の経験を有する者
②　監理技術者は、建設業法26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証（電気通信工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③　主任技術者及び監理技術者は、平成15年度以降に主任技術者、監理技術者又は現場代理人として、以下に掲げる工事の完工実績（元請に限る。）を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
・道路トンネル非常用施設（火災検知器、無線通信補助設備）を新設又は改修する工事
⑸　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
⑹　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑺　共同企業体を構成する場合においては、以下に掲げる事項をすべて満たしていること。
①　共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
②　共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。